

はーと なび

社団法人 全国腎臓病協議会 〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-20-9 巣鴨ファーストビル3階
TEL03-5395-2631 FAX03-5395-2831

改正道路運送法で国交省に要望書提出

改正道路運送法の成立を受け全腎協は6月6日、国交省に対し「有償」の基準や解釈をめぐり活動停止を余儀なくされている団体や、義務付け強化を懸念し運転ボランティアが減少するなど従来の活動が継続困難になっている団体の現状を訴え、利用者が通院手段を奪われることがないように次の3つを要望しました。①純粋なボランティア団体による透析患者の移送サービスは、道路運送法の「自家用有償旅客運送」の対象外とし、「白タク」行為の取り締まりの対象にしないで下さい、②「自家用有償旅客運送」での運転協力者や事業者に対し、現在提示されているガイドラインの内容以上の義務付けは行わないで下さい、③地域の移送ニーズを十分把握した協議が行なえるよう、全自治体に「運営協議会」を設置し、構成員には必ずサービス利用者である当事者を含めて下さい。

話し合いのなかで国交省は、改正法の目的

は、ボランティア送迎を規制することではなく、お金をもらう以上安全で安心な運送を提供することが主旨であり、付帯決議に盛り込まれた「好意に対する任意の謝礼は有償に含めない」とする見解は今後も変わりはないことを強調しました。また、「有償の基準を示すこと」については、様々な考え方や経過から簡単ではなく、実態を今後整理していきたいと回答するにとどまりました。

なお、全腎協の小規模な通院事業についても、実状はよく理解できるが、有償性について実態を把握した上で整理、検討したいと慎重な姿勢は崩しませんでした（別紙①）。

全腎協は「無償」ボランティア移送が存続できるよう引き続き同省や厚労省に要望を続けることにしています。



改正道路運送法省令案のパブリックコメント募集開始

国土交通省は、5月に交付された改正道路運送法に伴う省令等の改正を行うため乗合いタクシーの承認を含む「自家用有償旅客運送」について、パブリックコメントの募集（別紙② www.mlit.go.jp/pubcom/06/pubcom057_.html）を開始しました。

これは、従来の福祉有償運送ガイドラインにかわるもので、今まで懸念されてきた「対象者の範囲」や「運営協議会の構成メンバー」、

「運送の対価の基準」や「自家用運転協力者の資格条件（自家用車両を使用する運転ボランティアにヘルパー資格等に準ずる受講を求める内容へ）」などに対し、直接みなさんの意見を届けることができる最後の機会です。別紙②を参照の上、各地の透析患者の送迎実態を踏まえた具体的な意見をできるだけ多く届けていきましょう。

なお、省令案を具体化したものとして、ボ

ランティア通信 No34 号（3 月 31 日発行）の「ポイント」で案内した「NPO 等によるボランティア有償運送検討小委員会報告書」の概要もご参照下さい。

応募方法は電子メール、ファックス、郵送でも受け付けおり、意見募集締切りは、今月 7 月 29 日（土）まで（必着）です。

駐車違反の強化が介護移送サービスにも影響

道路交通法の改正により違法駐車を取り締まりが 6 月 1 日から強化されました。介護移送の分野でも、特に障害者等の「駐車禁止除外車標章（駐車禁止除外ステッカー）」の交付を受けられないヘルパーやボランティアの持ち込み自家用車が、介護で車両を離れている最中に取締りを受けることが予想されています。

特に、駅前の透析施設や住宅事情などで駐車スペースの確保が困難な地域では、駐車違反となったときの反則金の負担、有料駐車場を確保した介護サービス事業所等の駐車料金負担が利用者に新たにのしかかるのではないかと等々、様々なことが懸念されます。

全腎協は、2006 年 6 月 1 日付け「道路交通法改正に伴う身障者等駐車禁止除外車標章（駐禁除外ステッカー）の扱いについて」（全腎協第 05-1020 号）の通知のなかで、各都道

府県組織に対し同内容の事例について情報提供を呼びかけています。現在のところ具体的な情報は寄せられていません。通院送迎事業を展開している皆さんの現場で、駐車違反にかかわる事例があれば全腎協事務局までご一報ください。関係省庁への申入れを検討したいと思います。

「通院介護を考える拡大ワークショップ」 開催のお知らせ

移動介護サービスの駐停車をめぐり様々な問題について、サービス提供者、利用者、一般市民等さまざまな立場から意見交換を行います。

日 時：7 月 23 日（日）午後 1 時～5 時

場 所：神奈川県社会福祉会館（5F）

045（311）1421（代）

参加費：無料

主 催：医療アクセス権プロジェクト（*）

*全腎協の電話相談協力団体の MSW や地域福祉関係者、介護保険サービス提供者や利用者等々でつくる市民団体。神奈川県腎友会も協力団体の一つ。

全腎協理事会で「通院対策委員会」設置と 「ボランティア運転講習助成金」創設を承認

道路運送法の他に介護保険法や障害者自立支援法など、透析患者の「通院」環境をめぐるあらゆる制度が今大きく変わろうとしています。これらの情勢の動きに迅速に対応し、透析患者の公的通院保障の確立に向けた政策提言をまとめる強固な体制の再構築がいま理事会に求められています。そこで、第 63 回通常理事会は、6 月 17・18 日、全腎協理事会内に「通院対策委員会」を置くことを決めました。委員には金子常務理事、鈴木孝尚理事（静岡）、高田昌俣理事（宮城）、高橋成行理事（神奈川）が選出されました。今後、理事

以外に現場を把握している通院送迎事業の方々や専門家などにも委員参画協力をお願いしていく予定です。

また、同理事会では、安全なボランティア移送サービスの提供を促進するため、「ボランティア運転講習会助成金」制度を創設し参加費用の一部を助成していくことが承認されました。助成の対象は、通院介護支援事業の団体に所属する運転ボランティアとし、助成範囲は 1 事業所年間 5 名まで、助成金は 1 名につき 1 万 5000 円を上限とする内容です。実施要綱ができ次第詳細をご案内する予定です。

